

9月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和5年9月28日(木) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、若林教育部次長、岡持CIO補佐官、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、乾教育施設課長、引野教職員課長、山田地域教育課長、松浦文化財課長、牧野学校教育課長、大西教育DX推進課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中口教育支援・相談課長、森西中央図書館長、圓山一条高等学校事務長
開催形態	公開(傍聴者なし)	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第25号 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第26号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について 非公開</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第25号 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部改正については、可決した。</p>	

	議案第26号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さんおはようございます。9月定例教育委員会を始めます。それでは、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。ただいまから9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いします。 次に会議録の確認を行います。8月定例教育委員会の会議録の署名委員は畑中委員です。畑中委員、いかがでしょうか。
畑 中 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。それでは本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告1件、議案2件でございます。なお先月使用承認した後援名義は22件ございましたので、ご報告申し上げます。 本日の案件のうち、議案第26号は、奈良市情報公開条例第7条第5号に規定される不開示情報が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第26号は非公開とすることに決定いたしました。 まず、私から教育長職務代理者の指名をいたします。令和3年12月10日以降、畑中委員に職務代理者を務めていただいておりますが、令和5年10月5日をもって任期満了となるため、新たな職務代理者を指名します。教育政策課長より制度の説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。

教 育 長	はい。ありがとうございます。この度新たな職務代理者として、10月6日付けで柳澤委員を指名します。柳澤委員、よろしくお願いいたします。
柳 澤 委 員	分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 それでは、公開の案件から始めます。教育長報告（1）「令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」、学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	<p>令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜に向け、令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項を作成しました。</p> <p>資料のとおり、1～3ページに推薦選抜、4～6ページに一般選抜、7～8ページに二次募集というように、3種類の要項を設けております。また、9～12ページには、それぞれの選抜・募集の実施概要を示しております。</p> <p>例年、奈良市立一条高等学校入学者選抜は、奈良県立高等学校入学者選抜に準じて行っております。そのため、本年度の実施要項も、県教育委員会事務局より情報提供をいただきながら作成を行っております。</p> <p>令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項につきましては、昨年度から次の8点の変更を行っております。</p> <p>まず1点目は、1ページの推薦選抜実施要項の3「出願方法及び手続」の（2）「出願」に関わる内容です。令和6年度入学者選抜よりWeb出願システムを導入いたしますので、冒頭に、「志願者はWeb出願システムより手続きをしてください」としております。このことを受け、紙の願書がなくなることから、「入学願書受付期間」としていた文言を「出願受付期間」に改め、願書を郵送する際の注意事項に関する記述を削除しました。また、中学校で紙の願書を取りまとめいただく必要がなくなったため、「出身中学校又は在学している中学校の校長の承認を経て、一条高等学校長に提出してください」としていた部分を「Web出願システムより登録し、出願してください」に改めています。さらに、これまで願書への貼り付けを指示していた入学考査料納付証明書や顔写真等は、Web出願システムへの写真データのアップロードに変更するため、その説明と案内を追加しています。なお、Web出願システムでの出願方法は（3）「出願方法」として新たに案内しております。</p> <p>2点目は、受検票の交付についてです。これまでは一条高等学校に来校を求め窓口で受検票を交付しておりましたが、今回よりWeb出願になるため、Web上で受検票を交付し、出願者が各自でダウンロード及び印刷をする形となります。</p> <p>3点目は、推薦書の取扱いについてです。昨年度は一条高等学校に窓口</p>

を開設し、中学校に来校を求め提出をしていただいておりますが、今回郵送での提出も可能とします。

4点目は、書類の郵送についてです。郵送受け期間は従来2日間でしたが、今回、県に合わせた13日間に変更することで、速達での提出を求めないこととしました。また、推薦書をすべて郵送での提出に変更したため、従来中学校に求めていた発送後の電話連絡は求めず、県外の中学校が推薦書以外の出願者に関する書類を郵送する場合などに限り電話連絡を求めることに改めております。

5点目は、合格発表についてです。従来は県、市及び一条高等学校のホームページにて発表しておりましたが、本年度よりWeb出願システムに付随する合否判定サイトでの発表となります。このことにより、受検番号の一覧で発表されていた合否は、受検者が各自で設定したログインIDを用い、個別に確認することとなります。

推薦選抜の実施要項に関する変更点は以上ですが、推薦書の取扱い及び郵送期間以外の点は、以降の一般選抜及び二次募集の要項でも同様に変更しております。

続いて、4ページの一般選抜実施要項をご覧ください。変更の6点目として、3「出願方法及び手続」の(2)「出願」について、本校外国語学科を第1希望とし推薦選抜又は特色選抜を受検した志願者については、推薦選抜又は特色選抜の受検票の写真をWeb出願システムへ登録することを必要とする旨を記載しております。昨年度は紙媒体の提出であったため、第1希望の有無や、出願コースの別によって提出様式が異なりましたが、本年度からはWeb出願システム上で第1希望の有無を確認し、受検資格を推薦選抜又は特色選抜の受検票の写真により確認することに変更しました。

このことに関わって7点目として、5ページの(5)に、推薦選抜又は特色選抜を受検した者が第1希望、第2希望として奈良県公立高等学校に出願する際の注意点を示しております。

最後に8点目として、5「検査」の(1)に、奈良県公立高等学校に対し第1希望及び第2希望として2校に出願した場合、検査は第2希望の高等学校で受検することを示しております。

教 育 長 この案件について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員 Web出願が完全に対応しているわけではないところが残っていますが、次年度に向けての改善はお考えでしょうか。

学校教育課長 現在、推薦書や副申書など提出書類については、まだ郵送を求めているものが残っています。記載している内容の秘匿性なども含め、どのような

システムで稼働していけばいいのかについては、今後研究を進めていきたいと考えております。

柳澤委員

この実施要項は、受検者本人及び保護者の手に渡るということでよろしいでしょうか。

ホームページからダウンロードすることや、実施要項の中に色々なことが書かれていることも含めて、保護者から見ると少し分かりづらいようにも思いますが、質問は出ませんでしたか。

学校教育課長

この実施要項は、ホームページ上で公開します。また、内容について質問等がある場合は、それぞれの中学校に保護者や生徒が質問をして、中学校から説明をいただくという形をとっておりますので、特にこちらに問い合わせの連絡は入っていません。

柳澤委員

進路担当部署や担任など、相談窓口や問い合わせ窓口について記載があると分かりやすいかと思います。そのような相談窓口としての役割は、中学校側では十分認識されているということですよ。

学校教育課長

質問があった場合はまず学校で受け付けていただいて、そこから必要があれば学校から市の教育委員会の方に問い合わせをいただくという形をとっているため、中学校でもその形で認識いただいていると考えております。

教育長

ほかには、ございませんでしょうか。

川村委員

受検生の子どもを持つ保護者と話す機会があったのですが、受検票について質問をいただきました。受検票は、以前ははがき大より小さいものを持っていき、受検のときは机の上に置くことになっていましたが、今回A4版に変更するに当たっても、受検中は机に置くのでしょうか。

また、従来の紙提出は、先生方に不備等を確認していただいた上で完全な状態で提出されていましたが、今回、出願内容の不備等がなければ受検票をWeb出願システム上にて交付されるよう変更ということですが、Web出願システムへの入力をその場で学校の先生に見ていただくということはないと思うので、不備をどのように確認するのでしょうか。

最後に、当日やむを得ない理由で欠席をする場合には当日の医師の診断書を出すようにという記載についてです。例えばコロナでもインフルエンザでも、基本的に診断日から数日間待機するように勧められていますが、試験日の前にかかってしまい自宅療養している場合も、検査当日の診断書がいるのでしょうか。

学校教育課長 まず1点目の受検票の取扱いについて、今後も机上に置くかどうかは学校の方で決められるかと思いますが、詳細については県とも調整しながら詰めていきたいと思います。

2点目について、現状は、Web出願システムに入力した内容が、中学校から送付される調査書と突合して間違いないかどうかは、高校の方で確認していただくこととなります。志願者が不安を感じないような形で進められるよう、丁寧に対応していきたいと思います。

川村委員 Web出願にすることで先生方の負担が軽くなるというお話を以前伺いましたが、このような形でまた新しい疑問点が出てくるため、どのように対応されるのか都度教えていただければと思います。

最後に診断書について、これは受検日当日の診断書がいるのでしょうか。それとも、診断初日の診断書でよいのでしょうか。

学校教育課長 その診断書につきましては、検査当日の医師の診断書になります。

川村委員 受検日の当日の朝に検査に病院に出向き、医師の診断書をもって、学校に提出するということですね。分かりました。なかなかその日の体調は分かりませんし、診断書をもらうため体調不良の続いている状態で病院に行かなくてはいけないのかという不安もございますので、その点についても考えていただければと思います。

また、このように利便性を高めていただくことは、親の負担がとても軽くなるという利点があります。一方、今ではオープンスクールもオンラインになってしまいましたし、利便性を高めることによって、色々な書類をもらいに行ったり提出に行ったりという、実際に子どもたちが一条高校に足を運ぶ機会が減ってってしまうことには、親としては一抹の寂しさを感じております。受検生が自分ごととして一条高校への志望を実感して取り組めるような、奈良市としての対策をまた今後考えていただきたいと思います。

教 育 長 ほかにはございませんでしょうか。

柳澤委員 1ページの推薦選抜実施要項の最後の行に、「同じIDでログインが可能です」という文言がありますが、これは、「異なるIDを設定することも可能」という誤解が生じる恐れがあります。日本語として、少し分かりにくいでしょうか。

学校教育課長 ご指摘のとおりだと思いますので、説明会で配布する際には、丁寧に説明します。

教 育 長

不備の確認について、一般的に Web 上で何か申込みをしようとするとき、入力中に不備があると赤色で警告が出て先の入力項目に進めないといったものもありますが、この Web 出願システムだと実際にどうなのか、また確認しておいてください。

また、病気で検査を受けられず後日追検査を受検する場合は、検査当日の医師の診断書を要するという旨の記載がありますが、ここには「原則」とは書いていません。今課長が答弁したように当日の診断書提出を基本とする中でも、特段の理由があるときは認められるのか、何があっても当日のものしか認められないのか、質問に対する許容の確認を学校長と確認しておいてください。要項の記載どおり説明すればよいのですが、質問への回答がぶれることのないよう、しっかり説明できるようにお願いしたいと思います。

それでは、意見がないようですので、教育長報告（1）「令和6年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」は、了承いたします。

次に、議案第25号「奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

資料1ページは、規則制定改廃調書です。奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用承認の申請期間を拡大し、青少年の野外体験活動の機会の増加につなげるとともに利便性向上を目指すことと、利用料金制を導入するため所要の規定の整備を行うことの2点を制定改廃の理由としております。

制定改廃の概要は、3点ございます。1つ目が、利用料金制の導入にあたり必要な文言及び様式の修正を行うことです。2つ目は、申請期間を利用しようとする日（2日以上継続して使用しようとする場合にあっては、その初日をいう）の3月前に当たる日の属する月の1日から利用しようとする日の7日前までに拡大することです。3つ目は、利用料金の納付、減免及び還付について規定を設けることです。

次に、新旧対照表をご覧ください。今概要の1つ目に挙げたように、まず「使用」という文言を「利用」に置き換えております。また、第3条第2項は、概要の2つ目に挙げた申請期間の拡大に関する改正になっております。第4条以降は、「使用」から「利用」への文言の改正です。

第8条以降は概要の3つ目に関して追加した条項で、第8条が利用料金の納付等、第9条が利用料金の減免、第10条が利用料金の還付についてです。

様式の改正について、第1号様式はレイアウト等の見直しを行っております。第3号様式は、文言を「使用」から「利用」に見直し、第4号形式は今回新たに利用者名簿を追加しております。第5号様式と第6号様式は、改正に当たって利用料金に減免と還付の項目が増えたため追加しております。

教 育 長	ご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。
川 村 委 員	この議案に関して異議はございません。 17 ページの最後の行に、「当分の間、必要な修正をして使用することができる」とありますが、今回の改正で変わる文言等は、修正しながらしばらくの間は使えるという意味合いでよろしいですか。
地域教育課長	既に印刷してあるものもございますので、修正した上で使えるのであれば使用できるよう経過措置を設けさせていただいております。
教 育 長	ほかにはございませんでしょうか。
畑 中 委 員	この議案については異議ございません。 今回から利用料金制が導入されるに当たって、選定委員会によって選定された者が指定管理を行うという部分は変わりませんが、指定管理を受けた業者が、今後利用料金をどのように活用して運営をしたいかなど、管理者が柔軟に動きやすい体制を作っていただきたいと思います。 せっかく魅力ある施設ですので、事務局とも協議しながら施設利用の仕方等を含めてしっかり P R して、堅実に運営できるような体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。
地域教育課長	おっしゃっていただいたように、指定管理者による利用料金制の設定には、P R や利用者の利便性を高めるところに充てていただきたいと思いますという思いがあります。今後より多くの方に利用していただけるような方向に持っていけたらと、我々も考えております。
教 育 長	ほかにごございませんでしょうか。 今、畑中委員からもありましたように、利用料金制を適切に導入させていただくことで、指定管理者の自主的な経営努力や様々なノウハウの発揮を促し、より一層市民へのサービスの安定供給をしていただけるよう期待します。 それでは、ご意見がないようですので、議案第 25 号「奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 これで、非公開を除く全ての案件が終了しました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

地域教育課長

議案第26号「奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について」、地域教育課長より概要説明。

各委員

<異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

教育長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。このほかに、何かご意見や連絡事項等はありませんか。

次回の定例教育委員会会議は、10月17日（火）10時からを予定しておりますので、よろしくお願ひします。それでは、本日の定例教育委員会会議を閉会します。